

船尾管軸受及び張出し軸受に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

船尾管軸受及び張出し軸受に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M52 には、船尾管軸受の長さに関する要件が規定されており、本会も、当該要件を既に関連規則に取り入れている。

しかしながら、当該統一規則は、1986 年の制定以来改正が行われておらず、現在では船尾管軸受の材料として採用されなくなったリグナムバイタを用いた船尾管軸受の長さに関する要件が規定されており、一部、現状に即していなかった。

そこで IACS では、リグナムバイタを用いた船尾管軸受の長さに関する要件を当該統一規則から削除すると共に、水潤滑を行う場合の船尾管軸受の長さに関する要件を整理し、統一規則 M52(Rev.1)として採択した。

このため、IACS 統一規則 M52(Rev.1)に基づき関連規定を改めた。

併せて、鋼船規則等の総合的見直しの一環として、現在検査要領に規定している船尾管軸受の呼称軸受面圧に関する要件を、検査要領から規則に移設した。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) リグナムバイタを用いた軸受の長さに関する要件を削除した
- (2) 船尾管軸受の長さに関する要件を整理した

改正条項

鋼船規則 D 編 6.2.10

鋼船規則検査要領 D 編 D6.2.10